

令和3年度第9期

非認証店

広島県内において、飲食店営業許可証「1類」又は「3類」、又は喫茶店営業許可証「1類」で、屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗ですか。
 ※令和3年6月1日以降に更新で許可証を取得した場合、更新前の許可証が飲食店営業許可「1類」又は「3類」、又は喫茶店営業許可証「1類」であれば、対象となります。
 ※令和3年6月1日以降に新規で「飲食店営業」許可証を取得した場合、屋内に常設の飲食スペースを設けていれば、対象となります。

いいえ

対象外

はい

要請前に「酒類の提供」、「20時から5時までの間に営業を行っていること（閉店時間が20時以降であること）」の1つ以上を満たしていますか。

いいえ

対象外

はい

対象

実施可能な協力内容については、補足のフロー図で確認してください。

(注) 令和3年度第9期には、準備期間はありません。期間の全日において協力する必要があります。
 (注) 計算書で使用する売上額は、消費税及び地方消費税を除いた金額で計算する必要があります。
 また、イトイン以外(テイクアウトやデリバリー等)の売上額は、除いて計算する必要があります。

補足(休業・時短の選択)

非認証店

(注) 非認証店が20時を超えての営業や酒類を提供した場合は、対象外となります。

要請前の酒類提供	要請前の閉店時間	要請期間中に選択可能な取組	
酒類の提供なし	20時より早い	対象外	
	20時ジャスト	休業	※①20時閉店＝通常閉店のため、時短は不可 ※②自主的に20時よりも早く閉店する時短営業を行ったとしても、要件を満たすことにはなりません(対象外)。
	20時を超える	休業	20時までの時短(酒類提供なし)
酒類の提供あり	20時より早い	休業	
	20時ジャスト	休業	※20時閉店＝通常閉店のため、時短は不可 ※自主的に20時よりも早く閉店する時短営業を行ったとしても、要件を満たすことにはなりません(対象外)。
	20時を超える	休業	20時までの時短(酒類提供なし)

(注) 20時を超えて営業を行った証明書類があれば、時短営業が認められます。

売上高方式の支給額

3万円～10万円/日